

宮城県犯罪被害者等支援条例

逐条解説

(逐条解説の位置付け)

この逐条解説は、本条例中の各条文の意義・要件、条例において表現し切れない考えや価値等及び条例に盛り込むことに馴染まない内容について付言・解説したものです。

解説の内容については、その時々¹の社会情勢に応じて適時・適切に検討し、加除修正することが求められます。また、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」といいます。）に基づいて策定されている「犯罪被害者等基本計画（以下「国の基本計画」といいます。）」及び犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例（平成18年宮城県条例第46号）と併せて犯罪被害者等を支援することが必要です。

なお、この逐条解説の作成に当たっては、基本法、同法に基づく国の基本計画、我が県のこれまでの取組、他自治体の貴重な知見等をもとにしています。

宮城県犯罪被害者支援条例見直し検討会

令和5年11月

目次

前文	1
第1章 総則	
第1条 (目的)	2
第2条 (定義)	3
第3条 (基本理念)	4
第4条 (県の責務)	5
第5条 (市町村の責務)	6
第6条 (県民の責務)	7
第7条 (事業者の責務)	8
第8条 (民間支援団体の責務)	9
第9条 (犯罪被害者等支援計画)	10
第10条 (財政上の措置)	11
第2章 基本的施策	
第11条 (相談及び情報の提供等)	12
第12条 (安全の確保)	13
第13条 (居住の安定)	14
第14条 (雇用の安定)	15
第15条 (損害賠償の請求に関する支援)	16
第16条 (経済的負担の軽減)	17
第17条 (保健医療サービス及び福祉サービスの提供)	18
第18条 (民間支援団体等に対する支援)	19
第19条 (人材の育成)	20
第20条 (学校における教育の実施)	21
第21条 (被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援)	22
第22条 (県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援)	23
第3章 推進体制	
第23条 (宮城県犯罪被害者等支援審議会を設置)	24
第24条 (宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会を設置)	25
第4章 普及啓発	
第25条 (普及啓発)	26
第26条 (調査研究)	27
第5章 雑則	
第27条 (個人情報適切な管理)	28
第28条 (年次報告及び公表)	29
第29条 (委任)	30

前 文

安全で安心して暮らせる平穏な社会を実現することは、県民すべての願いであり、このような社会を実現するためには、不幸にして犯罪等による被害を受け、心身への影響や生活への支障を来した人々について、一人ひとりが我が事として捉え、社会全体として共有し、課題解決を目指していかなければならない。

これまで、県においては、国の法律施行に先駆け全国初の条例を制定するなど、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為による被害者救済のための努力が積み重ねられてきた。しかし、依然として様々な犯罪等が後を絶たず多くの人々が被害者及びその家族又は遺族となっている。

犯罪被害者等の多くは、十分にその権利が尊重され支援を受けてきたとは言い難く、社会において孤立を余儀なくされている場合がある。さらに、犯罪等による直接的被害にとどまらず、誹謗中傷等による二次的被害に苦しめられている事例が後を絶たない。

このような状況にある犯罪被害者等が、地域社会において再び安全で安心な日常生活を営むことができるようにするためには、国、県、市町村その他の関係行政機関をはじめ、関係する主体が相互に連携し、犯罪被害者等に寄り添った、きめ細やかで、実効性ある取組が必要である。また、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現のための不断の努力が求められる。

よって、私たちは、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにして、その方向性を示し、国、県、市町村その他の関係行政機関、民間支援団体等の連携のもと、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、ここに条例を制定する。

【解説】

本条例の背景及び条例改正に至った趣旨と制定の決意を示すものとして以下について言及しています。

- ・安全で安心して暮らせる社会の県民の願い
- ・犯罪等の被害を受けた人々について、我が事として捉え、かつ社会全体として共有することの意義
- ・犯罪被害者等に対する取組の現状
- ・国、県、市町村その他の関係行政機関などによる組織横断的な取組と不断に努力することの重要性
- ・本条例を制定することへの強い決意

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

本条は、条例を定める目的について記載しています。

犯罪被害者等支援のための施策に関し、本条例において、基本理念を定め、また、県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにし、犯罪被害者等の施策の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として定めるものです。

本条例に係る全ての施策は、この目的に帰結することを常に念頭に置きながら講ずることが求められます。なお、本条例は、県として犯罪被害者等のための施策を推進していくための方向性を示す「基本条例」としての位置付けであり、県民等に義務を課し、又は権利を制限することや罰則を設けるといった「規制条例」ではありません。

なお、次条の第2条（定義）以外の用語の意義は、次のとおりです。

- 1 「県」とは、地方自治法第1条の3第2項に規定する普通地方公共団体としての宮城県を規定したものであり、知事部局、公安委員会、教育委員会等を含みます。
- 2 「県民」とは、宮城県内に住所を有する自然人をいいます。
- 3 「事業者」とは、宮城県内において、一定の目的を持って反復継続的に遂行される同種の行為を行うもの全般をいいます。この際、営利か非営利、個人か法人、県内における本店や事業所の設置の有無及び業種を問いません。また、事業者には、報道機関、インターネット運営管理者や医療機関等も含みます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等のための施策 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。
- 四 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- 五 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。
- 六 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項の団体をいう。）その他の犯罪被害者等の支援を主たる目的として適切に行う民間の団体をいう。

【解説】

本条は、本条例における主要な用語について定義するものです。

○ 第1号「犯罪等」

- ・「犯罪」とは、個人の生命、身体又は財産上に危害を及ぼす行為など、刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科せられる行為をいいます。
- ・「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、刑罰を科せられるまでの行為ではないが、それに類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する行為をいいます。
- ・犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、確定判決の有無によらず対象に含みます。

○ 第5号「二次的被害」

- ・「周囲の者」には、行政機関、司法機関等の職員も含みます。

○ 第6号「民間支援団体」

- ・「民間支援団体」とは、当該法律に示す支援団体に限らず、犯罪被害者等の支援を行うことを主たる目的とする被害者等の自助グル

ープ、NPO 法人等で宮城県内における事業所の設置の有無にかかわらず、宮城県内で活動している団体をいいます。(基本理念)

第3条 犯罪被害者等のための施策は、次の各号に掲げる事項を基本理念とし、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- 一 犯罪被害者等は、個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- 二 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次的被害が生じることのないよう十分に配慮されること。
- 三 犯罪被害者等が日常生活を平穏に営み、安心して暮らすことができるよう、一人ひとりに寄り添った必要な支援が途切れることなく提供されること。
- 四 国、県、市町村その他の関係行政機関、民間支援団体等による相互の連携及び協力のもとに推進されること。

【解説】

本条は、犯罪被害者等のための施策を推進するに当たっての基本となる考え方を示したものであり、支援に関わる全ての主体が共有する規範について定めるものです。

- 1 「個人としての尊厳」及び「その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」については、憲法第13条に規定される「個人の尊厳」を受けたものです。この際、犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が尊厳ある人格主体として、それにふさわしい処遇を保障されるべきことを明らかにすることが必要であることから規定したものです。ただし、この規定は、理念的かつ宣言的に示すものであって、直ちに具体的な権利や義務に直接に影響を及ぼすような性格のものではありません。
- 2 「犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われる」については、犯罪被害者等といっても置かれているその立場や事象等によって千差万別であり、当該施策を一律に講ずることは適切でないことから、犯罪被害者等に係る個別具体的な状況に応じて、必要かつ有効な施策を適切・柔軟に講ずべきことを明らかにするものです。
- 3 「支援が途切れることなく提供されること」については、前述のとおり、犯罪被害者等の置かれている状況は千差万別であるとともに、時間の経過とともに心身の状況や環境等の変化が生じるものです。その変化にも途切れることなく継続的に施策が講ぜられるよう定めるものです。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村その他の関係行政機関、民間支援団体等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町村が犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進できるよう、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

【解説】

本条は、基本法第5条（地方公共団体の責務）の規定を受け、犯罪被害者等の支援における県の責務を定めるものです。

県の役割としては、広域自治体として、広域性や専門性を生かした取組の重点的な実施を想定しています。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、国、県その他の関係行政機関、民間支援団体等との適切な役割分担を踏まえ、当該地域の状況に応じた施策を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等のための施策の推進に協力するよう努めるものとする。

【解説】

基本法第5条（地方公共団体の責務）並びに本条例の第1条（目的）及び第3条（基本理念）にも規定しているように、それぞれの主体による適切な役割分担によってその目的等が達成されるものであるため、本条を設けるものです。

市町村の役割としては、住民にとり最も身近な「基礎自治体」として、その所管する各種保健医療制度や福祉制度等の活用を想定しています。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等のための施策の推進の必要性について理解を深め、再被害及び二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等のための施策の推進に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、基本法第6条（国民の責務）の規定を受け、犯罪被害者等支援における「県民の責務」として定めるものです。

- 1 県民に期待する行動としては、次のとおりです。
 - ・社会全体で犯罪被害者等に対する理解を深め、支援の輪を広げていただくこと。
 - ・国、県や市町村が実施する犯罪被害者等のための施策に協力していただくこと。

- 2 犯罪被害者等は、犯罪等の直接的な被害にとどまらず、二次的被害により大きな精神的な苦痛を受け、立ち直りが遅れることも多いことから、二次的被害を生じさせないための理解を深めていただきたいとの意味から定めるものです。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等のための施策の推進の必要性について理解を深め、県が実施する犯罪被害者等のための施策の推進に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等の支援における事業者の責務を定めるものです。

- 1 事業者とは、本条例の第1条(目的)の解説において定義しています。
- 2 事業者に期待する行動としては、次のとおりです。
 - ・従業員等を対象に、犯罪被害者等に対する理解を深めるための普及啓発や研修を実施していただくこと。
 - ・犯罪被害者等となった従業員等への休暇取得の配慮など、雇用環境や福利厚生制度を整備していただくこと。
 - ・犯罪被害者等となった従業員等への就労の継続に配慮していただくこと。
 - ・チラシの配布や啓発イベントへの協力等の県の啓発施策に御協力いただくこと。 等

(民間支援団体の責務)

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等のための施策の推進の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用するとともに、県が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等の支援における民間支援団体の責務を定めるものです。

- 1 「民間支援団体」の定義は、本条例第2条（定義）において定めています。
- 2 民間支援団体に期待する行動としては、次のとおりです。
 - ・犯罪被害者等支援に関する知識や経験を生かし、犯罪被害者等を支援すること。
 - ・県が実施する犯罪被害者等のための施策に協力していただくこと。等
- 3 民間支援団体は、これまでも犯罪被害者等の様々なニーズに沿って、次のような支援活動を行っており、犯罪被害者等のための施策を推進する上で大きな役割を期待する意味からも定めるものです。
 - ・専門的な研修を受けた相談員が、犯罪被害者等からの相談を受けること。
 - ・犯罪被害者等の自宅等を訪問しての支援、警察、検察庁、裁判所等への付き添い支援
 - ・犯罪被害者等が受けることができる支援等の情報提供
 - ・犯罪被害者等支援への理解を促進するための講演会の開催等の公報啓発活動 等

(犯罪被害者等支援計画)

第9条 知事は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。

- 2 支援計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 犯罪被害者等のための施策の基本的な考え方
 - 二 犯罪被害者等のための施策に係る役割分担及び連携に関する事項
 - 三 犯罪被害者等のための施策に係る具体的な取組
 - 四 前三号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を推進するために必要な事項
- 3 知事は、支援計画の策定に当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、支援計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、支援計画の変更について準用する。

【解説】

本条は、犯罪被害者等のための施策は多岐の分野にわたることや、国における犯罪被害者等支援に関する施策も進展することが想定されることなどから、条例に基づき、犯罪被害者等の支援の取組が適切に推進されるよう、県の支援計画を策定することを定めるものです。

- 1 「基本的な考え方」とは、計画策定の趣旨、推進期間、計画の内容、計画の構成、計画の推進等をいいます。
- 2 「役割分担」とは、当該条例に示す県（知事部局、公安委員会、教育委員会等）、市町村、民間支援団体等の各主体の主な役割のことをいいます。この際、市町村は住民に最も身近な基礎自治体として当該地域の状況に応じた施策を推進することを、民間支援団体は行政による支援では対応が難しい犯罪被害者等のニーズに応じた専門性の高い支援を行うことを想定しています。
- 3 「具体的な取組」とは、犯罪被害者等が抱える問題の多様性やその心理等に配慮した上で、犯罪情勢の推移や犯罪被害者等支援に係る国の動向等を踏まえ、犯罪被害者等の経済的・精神的被害を緩和するための取組をいいます。
- 4 「施策を推進するための必要な事項」とは、宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会による総合的支援、市町村との連携、民間支援団体との連携・協働、県民及び事業者との連携等をいいます。
- 5 「策定に当たって県民の意見を反映することができるような必要な措置」とは、県民からのパブリックコメントなどを想定しています。
- 6 「公表」の方法については、県ホームページへの掲載等を想定しています。

(財政上の措置)

第10条 県は、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等のための施策を推進するため、県として必要な財政上の措置を講ずるよう定めるものです。

第2章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第11条 県は、犯罪被害者等が日常生活を平穩に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題に係る相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等の支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

第2章においては、改正前の条例においては定めなかった犯罪被害者等支援に係る基本的施策を明記しています。

本条は、基本的施策のうち、犯罪被害者等からの相談及び犯罪被害者等への情報の提供等について定めるものです。

- 1 「必要な情報の提供及び助言」とは、犯罪被害者等が利用できる制度に関する情報、関係団体が行う支援に関する情報、医療機関に関する情報、刑事手続に関する情報等の提供及びそれらに関する助言をいいます。
- 2 「犯罪被害者等の支援に精通している者」とは、弁護士、医師、臨床心理士及び公認心理師等の有資格者のことをいいます。

(安全の確保)

第12条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穩、犯罪被害者等の人権等に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配置その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等が加害者から受ける再被害、報道機関や近隣住民等からの二次的被害を防止し、犯罪被害者等の安全を確保するために定めるものです。

- 1 「個人情報の適切な取扱いの確保」とは、支援の際に把握した犯罪被害者等に係る個人情報が漏えいしないようにすることや支援従事者に対し適切な個人情報の管理を促すことをいいます。
- 2 個人情報については、犯罪被害者等の再被害や二次的被害を防止する観点に加え、支援に関わる従事者はもとより、犯罪被害者等の必要とする施策を提供する県においても適切に管理する必要があることから、第5章雑則の第27条(個人情報の適切な管理)においても定めています。

(居住の安定)

第13条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、犯罪被害者等が犯罪等により、従前からの住居に居住することが困難となった場合や、加害者が犯罪被害者等の住居を認知していることにより想定される再被害を防止する観点から定めるものです。

- 1 「犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった」とは、犯罪等により、収入が減少し生計維持が困難となった場合、現在居住している住宅又はその付近において犯罪が行われたため当該住宅に居住し続けることが困難となった場合等をいいます。
- 2 「住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする」とは、公営住宅にかかわらず、民間住宅への入居の支援を含みます。
- 3 個別具体的な住居に係る取組については、「支援計画」等により定めるものとします。

(雇用の安定)

第14条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深める啓発を行うこと。
- 二 犯罪被害者等に対し、自らの雇用を守るために活用できる制度の理解を深める啓発を行うこと。

【解説】

本条は、犯罪被害者等を支えるための雇用の安定、犯罪被害者等支援の必要性や雇用制度の理解を深める啓発について、県として行うことを定めるものです。

- 1 「雇用の安定」とは、犯罪被害者等が精神的・身体的被害を受けて、従前に比べたときの仕事の能率低下、治療のための通院、裁判出廷のため勤務できないことなどにより、犯罪被害者等が職を失う等の二次的被害が生じないようにすること、あわせて職場内における偏見や心ない言動、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が二次的被害を受けることがないようにすることなどをいいます。
- 2 「犯罪被害者等が置かれている状況」とは、犯罪被害者等が受けた精神的・身体的・財産的被害等における被害の内容、家庭の状況、経済的状況、就労・住居の状況や二次的被害を受けるおそれの有無など、犯罪被害者等を取り巻く環境のことをいいます。
- 3 「自らの雇用を守るために活用できる制度」とは、国、県や市町村等の各主体が取り組んでいる各種制度のことをいいます。

(損害賠償の請求に関する支援)

第15条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、損害賠償の請求について、その被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、損害賠償の請求に関する支援として、相談の受理、各相談機関等の紹介、「損害賠償命令制度」※等についての情報提供を行うことなどを定めるものです。

犯罪被害者等にとって訴訟に関する知識が少ない中、損害賠償請求に関する訴訟を起こす場合は、時間、労力、費用等の多くの負担を強いられるため、損害賠償請求を円滑に行えるよう情報提供や助言を行うものです。

※ 損害賠償命令制度・・・刑事事件を担当した裁判所が、有罪の言い渡しをした後、引き続き損害賠償請求についての審理を行い、加害者に損害の賠償を命じることができる制度

(経済的負担の軽減)

第16条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、生命・身体・財産に対する直接的な被害のほか、高額な医療費や収入の途絶等により、犯罪被害者等が経済的な困窮に直面することが少なくないため、経済的負担の軽減を図るための施策を講ずることについて定めるものです。

「経済的な助成に関する情報」とは、国、県、市町村が実施する経済的な助成に関する各種制度等の情報をいいます。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第17条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響からの回復を図るため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、県が犯罪被害者等に対する保健医療サービス及び福祉サービスを提供するために必要な施策を講ずることを定めるものです。

同サービスの提供については、市町村が所管している施策もあることから、市町村との連携のもと、事件発生直後から所要のサービスを提供できるように、平素から連携し取り組んでいくことを想定しています。

- 1 「心身に受けた影響」とは、心理的外傷には至らない精神的被害、犯罪等による身体の被害、機能障害等を含みます。
- 2 「保健医療サービス」とは、医療費に係る情報の提供のほか、相談、医療機関の紹介、臨床心理士等によるカウンセリングの実施等をいいます。
- 3 「福祉サービス」とは、医療費の助成制度、生活保護、自立・生活支援等をいいます。

(民間支援団体等に対する支援)

第18条 県は、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援を行う者が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、県が実施する犯罪被害者等のための施策に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、本条例の第1条（目的）及び第3条（基本理念）に掲げる犯罪被害者等を社会全体で支えることが求められることから、県による民間支援団体等に対する支援について定めるものです。

民間支援団体等による支援は、犯罪被害者等の様々なニーズや心情をくみ取り、きめ細やかな支援を長期にわたり提供できる点や素早い意思決定による迅速な対応ができる強みがあり、持続性ある犯罪被害者等支援の推進に当たり重要な役割を有しています。また、当該団体等は、善意の寄付やボランティアに支えられて活動していますが、様々な制約もあることから、県が民間支援団体等に対して適切な情報の提供や助言等を講ずることを定めるものです。

(人材の育成)

第19条 県は、犯罪被害者等のための施策の充実を図るため、相談、助言及び日常生活の支援等を担う従事者を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

犯罪被害者等からの相談に応じ、適切な支援を行うためには、研修等を通じ、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性を正しく理解することが重要であり、本条は、犯罪被害者等のための施策を充実するため、人材の育成について定めるものです。

(学校における教育の実施)

第20条 県は、学校の設置者等と連携し、児童、生徒、学生等に対して犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等のための施策の必要性並びに再被害及び二次的被害の防止の重要性について理解を深めるための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

本条は、学校において、犯罪被害者等支援に係る取組の必要性について理解を深めるとともに、犯罪被害者はもとより、その兄弟姉妹等が学校に登校できなくなるなどの未然防止、二次的被害を防止するための取組を講ずることを定めるものです。

- 1 「学校の設置者等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のほか、専修学校及び各種学校等の設置者、学校長、教員等をいいます。
- 2 人権教育などの取組を通じ、犯罪被害者等への支援等についての理解促進を想定しています。

なお、学校現場における精神的なケアについては、スクールカウンセラー等の取組により補完することを想定しており、必要に応じて、市町村との連携の中で取り組んでいきます。

(被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援)

第21条 県は、自ら被害を訴えることが困難で被害が潜在化しやすい犯罪被害者等である子ども、障がい者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等が、被害を認識し、被害に応じた相談ができるようにするため、体制の確立、支援のための環境づくり、わかりやすい広報その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

子ども、障がい者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等は、犯罪等の被害を受けたことを認識できなかつたり、他人に知られたくないなどの理由により、被害を訴えることができず、支援につながらないことも多いことから、それらの犯罪被害者等が相談できるようにするための施策について定めるものです。

なお、性犯罪・性暴力被害者等に対しては、ワンストップでの相談・支援に取り組んでいきます。

(県民が県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援)

第22条 県は、県民が県外（国外を含む。）で発生した犯罪等により被害を受けた場合には、国、市町村その他の関係行政機関、民間支援団体等と連携して、当該犯罪等による犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定は、県内に住所を有しない者又は居住していない者が県内で発生した犯罪等により被害を受けた場合に準用する。

【解説】

本条は、県民が国外を含む県外で発生した犯罪等の被害を受けた場合等の支援について定めるものです。

第1項の規定は、宮城県内に現住所を置いていない者や居住していない者についても準用します。また、犯罪等の事案の大小にかかわらず、大規模事案や重大事案についても同様に支援します。

第3章 推進体制

(宮城県犯罪被害者等支援審議会の設置)

第23条 県は、基本理念にのっとり、支援計画及び犯罪被害者等のための施策の重要事項を審議するため、宮城県犯罪被害者等支援審議会（以下「支援審議会」という。）を設置する。

- 2 支援審議会は、知事が任命する委員十人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 支援審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、支援審議会を代表する。
- 7 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、支援審議会の運営に関し必要な事項は、会長が支援審議会に諮り定める。

【解説】

本条は、本条例の第3条（基本理念）にのっとり、知事の附属機関として本県の支援計画及び犯罪被害者等のための施策の重要事項を審議するための「支援審議会」の設置について定めるものです。

- 1 「重要事項」とは、支援計画の基本的考え方や当該施策のことをいいます。
- 2 支援審議会の運営については、犯罪被害者等の意見を適切に審議に反映できるよう配慮します。

（宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会の設置）

第24条 県は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策及び具体的な事業を総合的かつ効果的に調整するため、宮城県犯罪被害者等支援連絡協議会（以下「支援連絡協議会」という。）を設置する。

2 支援連絡協議会は、関係行政機関及び民間支援団体等をもって構成する。

【解説】

本条は、本条例の第3条（基本理念）にのっとり、犯罪被害者等のための施策や具体的な事業を総合的かつ効果的に調整するための「支援連絡協議会」の設置について定めるものです。

第4章 普及啓発

(普及啓発)

第25条 県は、犯罪被害者等のための施策の推進の重要性について、広く県民の理解を得るよう努めるとともに、県民の犯罪被害者等のための施策への参画を促進するための普及啓発に努めるものとする。

2 犯罪被害者等支援関連の週間は、十一月二十五日から十二月一日までとする。

【解説】

本条は、県として、犯罪被害者等のための施策の推進に当たり、その重要性を広く県民の理解と参画の促進に努めるために定めるものです。

「犯罪被害者等支援関連の週間」については、国の規定する「犯罪被害者週間」と同一の期間に設定することで、犯罪被害者等支援に関する理解を深めるきっかけとするとともに、啓発の相乗効果を高めるものです。

(調査研究)

第26条 県は、犯罪被害者等の支援に関し必要な調査研究を行い、その成果の普及に努めるものとする。

【解説】

本条は、県として、犯罪被害者等の支援に当たり必要な調査研究と普及に努めることを定めるものです。

- 1 「必要な調査研究」とは、犯罪被害者等が置かれている実情や犯罪被害者等が求める支援及び当該支援担当者が受ける代理被害等についての調査研究のことをいいます。
- 2 「成果の普及」とは、調査研究によって得た成果について、公開できる範囲の中で、県や所要の関係主体に普及・共有して、本条例の目的達成に寄与することをいいます。

第5章 雑則

(個人情報の適切な管理)

第27条 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理するものとする。

【解説】

本条は、県に対し、犯罪被害者等に係る関係者の個人情報の適切な管理について定めるものです。

- 1 犯罪被害者等支援に必要な施策は多岐にわたり、それぞれの施策を所管している県各課室等が相互に連携し、適切に管理する必要があるため定めるものです。
- 2 「個人情報の適切な管理」とは、支援の際に犯罪被害者等に係る個人情報漏えいしないようにすること、支援従事者に対し適切な情報の管理を促すこと等をいいます。

(年次報告及び公表)

第28条 知事は、毎年度、支援計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の取組状況について、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

【解説】

本条は、知事が毎年度、支援計画に基づき実施した犯罪被害者等のための施策の取組状況について、公安委員会や教育委員会等の各主体との連携のもと、議会に報告するとともに、公表することを定めるものです。

- 1 「議会に報告」とは、本会議への報告を想定していますが、状況により他の場面による議会への報告も考えられます。
- 2 「公表」の方法については、県ホームページ等への掲載を想定しています。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項については、県が別に定めるものとする。

【解説】

本条は、本条例に定める事項のほかに、施行に必要な事項がある場合、県が別に定めることを規定するものです。